

～河川法の改正について～

明治 29 年 河川法改正

明治 18 年に枚方で淀川が決壊して大洪水になりました。その洪水を契機にして河川法ができました。そのときには、洪水対策・治水をいかにするかを定めた法律でした。



昭和 39 年 新河川法の制定

高度成長期で水需要が非常に増えてきて、水が足りないという状況のなかで、新しい河川法として、従来の治水に加えて水資源開発を位置づけました。



洪水対策・水供給といった単純でわかりやすい目標があった時代には、国民が行政に対して「任せる」、行政も「任される」という関係でよかったのかもしれませんが。しかし、物質的、経済的にも豊かになり、「やはり自然環境が大事」など、多様な価値観が出てきました。このような時代の変化のなかで、単純でわかりやすい目標設定が困難になり、国民の「勝手にするな！」という声に対して、行政が従来の考え方、慣性力のままで進むことへの不信感が出てきました。

そこで、河川行政を変えていかななくてはならないということで、河川法を改正しました。

平成 9 年 河川法改正

- 従来の「治水」「水資源開発」に加えて「河川環境の保全と整備」を目的として位置づけました。
- 従来の「行政に任せてください。我々が計画も決めてやります。」といったやり方から、「行政は勝手にしません。」というやり方に変えます。計画をつくる際にも、住民意見を反映するような仕組みをつくります。

河川法改正の流れ

